

「水の事故」について②

溺れる事故

夏になると、海、川、湖、プールなどでの溺れる事故が報道されます。繰り返される溺死事故ですが、ちょっとした注意で防ぐことは可能です。

〈水深の深い場所に行ってしまった〉

古典的な溺死事故ですが、対策は簡単です。背の立たないような場所に行かなければ、事故に遭うことはないのですから。どうして事故が生じたのか判例に見てみましょう。

- ① 潮の流れが速く流された（鎌倉市材木座海水浴場事件・横浜地裁1951年2月27日判決）。
- ② 深さに段差があるプールで、水が混濁し、浅い部分と深い部分との仕切りもなかったために、誤って水深の深い部分に入ってしまった（丹原町立徳田小学校事件・松山地裁西条支部1965年4月21日判決）。
- ③ 浅瀬で遊んでいたが満ち潮に気がつくのが遅れた（珠算塾事件・名古屋地裁1963年6月28日判決）。
- ④ 湊筋なみなじと呼ばれる深みに流された（津市立橋北中学校事件・津地裁1966年4月15日判決）。
- ⑤ 臨海学校において遊泳区域を設定したが、遊泳区域内に深見があることを見落とした（広島町立西部中事件・札幌地裁1978年6月23日判決）。
- ⑥ 従前浅かった河川の水たまりが、掘削工事後の埋め戻しが不十分であったため、深くなっていた（赤野川事件・高知地裁1996年3月29日判決）。

これらの事件では、泳ぐ場所が安全に欠ける場所であったり、一定の条件下でのみ安全に利用できるにもかかわらず、その条件が守られなかったケースです。水深を事前に確認する、潮の流れ・深み・湊筋の有無、潮の干満や構造上の水深の変化などの危険要因の有無を事前に確認することで事故は予防できます。

〈救助体制・監視体制が不備なため、救助が遅れた〉

- ⑦ 海での遊泳（遠泳）で監視船などの救助体制が不十分で救助が間に合わなかった（大阪府立天王寺高校事件・大阪地裁1971年7月14日判決、国立富山大学教育学部事件・富山地裁1974年3月29日判決）。
- ⑧ 幼稚園の水深50cmのプールで3歳児が溺れた（池田旭が丘幼稚園事件・大阪地裁1987年3月9日判決）。
- ⑨ スイミングスクールの水深1.2mのプールで成人が溺れた（スポーツゾーン METS 事件・富山地裁1994年10月6日判決）。

遠泳のように、水深が深い場所で泳がせる場合（⑦）に、監視・救助体制を整えることはもちろん、水深が50cm～60cmのきわめて浅いプールといえども、3歳児（身長90cm）に利用させる場合（⑧）には監視体制が必要です。近時、溺死の研究が進み「泳げる人が溺れる」ケースが注目され、ノバニック症候群（水中での呼吸飢餓感のない意識喪失）などの原因が指摘されています。マスターズ世界大会でさえ溺水事故が起こっており、どんなに泳ぎが達者な人でも、監視・救護体制がなければ溺れる危険性はあります（⑨）。

〈危険な泳法で泳いだ〉

- ⑩ 着衣水泳（衣服着用のままの水泳）では泳ぎが困難となることを十分に考慮しなかった（陸上自衛隊レンジャー支笏湖訓練事件・東京地裁1972年1月25日判決）。
- ⑪ 養護学校の水泳授業で、ヘルパーと呼ばれる浮き輪の装着部位がずれて鼻口が水没した状態となった（伊勢原養護学校事件・横浜地裁1992年3月5日判決）。

これらは、着衣水泳の危険性、ヘルパーがずれることの危険性を十分に認識していないために生じた事故です。

結果には必ず原因があります。過去の事故例の原因を学ぶことは、事故を繰り返さないための必要条件です。

（日本スポーツ法学会／弁護士 望月浩一郎）